屋形古墳群 珍敷塚古墳 鳥船塚古墳 古畑古墳 原古墳	大友氏遺跡	今帰仁城跡 附シイナ城跡
昭和三十一年文化財保護委員会告示第十一号、昭和六十一年文部省告示第九号及び平成十五年文部科学省告示第百四十一号	平成十三年文部科学省告示第百三十八号、平成十四年文部科学省告示第二百九十六号、平成十四年文部科学省告示第二百九十七号、平成十四年文部科学省告示第三十一号、平成七年文部科学省告示第百二十号、平成十年文部科学省告示第百九十九号、平成八年文部科学省告示第二十七号、平成十年文部科学省告示第百二十二号、平成十年文部科学省告示第百二十六号、平成十年文部科学省告示第百二十七号、平成十年文部科学省告示第百三十二号、平成十年文部科学省告示第百三十三号、平成十年文部科学省告示第百三十四号、平成十年文部科学省告示第百三十五号、平成十年文部科学省告示第百三十六号、平成十年文部科学省告示第百三十七号、平成十年文部科学省告示第百三十八号、平成十年文部科学省告示第百三十九号、平成十年文部科学省告示第百四十号、平成十年文部科学省告示第百四十一号、平成十年文部科学省告示第百四十二号、平成十年文部科学省告示第百四十三号、平成十年文部科学省告示第百四十四号、平成十年文部科学省告示第百四十五号、平成十年文部科学省告示第百四十六号、平成十年文部科学省告示第百四十七号、平成十年文部科学省告示第百四十八号、平成十年文部科学省告示第百四十九号、平成十年文部科学省告示第百五十号、平成十年文部科学省告示第百五十一号	昭和四十七年文部省告示第五十八号、昭和四十八年文部省告示第百八十四号、平成五年文部省告示第二十一号、平成七年文部省告示第百十七号、平成七年文部科学省告示第百十八号、平成七年文部科学省告示第百二十一号、平成七年文部科学省告示第百二十二号、平成七年文部科学省告示第百二十三号、平成七年文部科学省告示第百二十四号、平成七年文部科学省告示第百二十五号、平成七年文部科学省告示第百二十六号、平成七年文部科学省告示第百二十七号、平成七年文部科学省告示第百二十八号、平成七年文部科学省告示第百二十九号、平成七年文部科学省告示第百三十号、平成七年文部科学省告示第百三十一号、平成七年文部科学省告示第百三十二号、平成七年文部科学省告示第百三十三号、平成七年文部科学省告示第百三十四号、平成七年文部科学省告示第百三十五号、平成七年文部科学省告示第百三十六号、平成七年文部科学省告示第百三十七号、平成七年文部科学省告示第百三十八号、平成七年文部科学省告示第百三十九号、平成七年文部科学省告示第百四十号、平成七年文部科学省告示第百四十一号、平成七年文部科学省告示第百四十二号
古畑古墳 福岡県うきは市吉井町富永 原古墳 同	大分県大分市六坊 北町	沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊ハンタ原 同　字今泊アタイ原 同　字呉我山三謝原
二三一六番八のうち実測一八八・〇一平方メートル 六四九番一のうち実測一八二・七二平方メートル、六六六番四のうち実測六・九七平方メートル 福岡県うきは市吉井町富永六四九番一に西接する水路敷、同六四九番一と同六六六番四に挟まれる水路敷、同六六六番三と同六六六番四に挟まれる水路敷を含む。 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会及びうきは市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	四四五番一	四六一七番、四六一八番、四六三〇番、四六七五番、四六七九番一、四七一〇番、四七一一番、四七一四番、四七三三番、四七六三番 四九三二番、四九三五番、四九五二番、四九七三番、四九七七番、四九七九番、四九八六番、五〇八五番、五一二四番 六八番一

史跡　佐渡金銀山遺跡　追加指定地域参考図

